

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（合併特例措置）の改正概要について

平成30年3月 監理課

1 背景

- 建設投資の減少に係る建設産業の構造改革に資するため、平成17年度から合併特例措置を導入し、平成30年2月末までに131件の合併を支援してきた。
- その間、建設業者数は、県への指名願業者数が3,869社から2,741社へ減少し、特例措置を受ける業者数も、ここ数年は減少傾向にあり、一定の役割を果たしたものと思量される。
- 一方で、合併特例措置の加算点数の大きさや遠隔地同士の業者の合併効果を疑問視する声も出ている。
- このような状況から、合併特例措置の本来の目的である、経営基盤、技術力の強化、また地域に根差した建設業者の確保の観点から見直しを行うこととしている。

2 改正骨子

（1）格付けに応じた合併エリアの設定

経営基盤及び技術力の強化につながる合併を支援するため、次のようなイメージで特例を適用する合併地域の絞り込みを行う。

【一式工事】

	A1+A1	A1+A2	A2+A2	A2+B	B+B	その他のランク
土木	全県	同一振興局管内				
建築	全県			同一振興局管内		

【専門工事】

	A+A	A+B	B+B	その他のランク
舗装	全県	同一振興局管内		
電気、管	全県	同一振興局管内		
その他業種	全県			

（2）営業所指名特例（入札参加機会の確保）の廃止

合併に伴う集約化による経営基盤の強化につなげるため、消滅会社をその他の営業所として存続させた場合の、指名の特例を廃止。

（3）総合点数加算及び適用年数の見直し

非合併特例企業との均衡に配慮しながら、建設産業の再編等構造改革を促進するため、総合点数の加算及び適用年数を下記のとおり変更

要件	対象年数	現行	変更後
技術者を半数以上承継した場合	3年目まで	15%加算	10%加算
	その後2年	10%加算	加算なし
技術者を1人以上承継した場合	3年目まで	10%加算	5%加算
	その後2年	5%加算	加算なし

（4）見直し時期

平成30年4月1日（同日以降に合併特例措置認定を行うものに適用）

※合併日等ではないことに注意。